

民間連携事業 業務委託契約書 2024年度10月版 改正内容新旧対比表

No.	条項	(旧) 変更前 (現行2019.04 (2023.01一部修正版))	(新) 変更後 (2024.10版)	改定理由
1	第1条	附属書IV「業務従事者名簿」	削除	コンサルタント等契約と合わせ、契約書から削除しゼロ号打合簿の添付書類とする。
2	第2条	(監督職員等) 第2条 業務委託契約約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員 は以下の職位にあるものとする。 (1) 監督職員 : ○○○○○○○○○の課長 (2) 分任監督職員 : なし	(監督職員等) 第2条 業務委託契約約款第6条に定める <b>監督職員</b> は以下の職位にあるものとする。 (1) 監督職員 : ○○○○○○○○○の課長	分任監督職員の配置の廃止により、監督職員とする。(「等」削除)
3	第3条	(契約金額の精算) 第3条 業務委託契約約款第14条第5項は本契約には適用しない。	削除	約款14条に反映するため、契約書から削除
4	第4条	(成果品および資料等の取扱い) 第4条 業務委託契約約款第25条第3項に第4号として「(4) 受注者の海外展開に係る業務」を追記する。	削除	約款25条に反映するため、契約書から削除
5	第6条	(天災その他の不可抗力の扱い) 第6条 業務委託契約約款第12条第6項による解除がなされた場合において、同条第7項の定める準用規定から、第21条第3項を除外する。	削除	約款12条7項へ「及び」を追記し反映するため、削除
6		※前払を行う場合に記載。 (前払金の上限額) 第●条 業務委託契約約款第16条に定める前払金の金額については、同条第1項の規定にかかわらず、本契約においては、◎◎◎, ◎◎◎円を上限とする。	削除	ゼロ号打合せ簿にて合意するため削除
7		※前払を行う場合において前払金の電子保証を利用する場合に記載 (前払金の電子保証) 第●条 業務委託契約約款第16条第2項において「発注者に提出しなければならない」と規定する部分を「発注者に寄託しなければならない」に修正し、第5項として、「受注者は、第2項及び第4項の規定による保証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証書を寄託したもののみならず。」を追記する。	削除	約款16条に反映するため、契約書から削除
8		※部分払を1回行う場合に記載。 (部分払) 第●条 業務委託契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、次のとおりとする。 部分払：第○回進捗報告書の作成 (中間成果品： 第○回進捗報告書)	削除	ゼロ号打合簿にて合意するため削除
9		※部分払を2回以上行う場合に記載。 (部分払) 第●条 業務委託契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。 (1) 第1回部分払：第○回進捗報告書の作成 (中間成果品： 第○回進捗報告書) (2) 第2回部分払：第○回進捗報告書の作成 (中間成果品： 第○回進捗報告書)	削除	ゼロ号打合簿にて合意するため削除

10	<p>(概算払)</p> <p>第●条 業務委託契約約款第18条第1項に定める「契約金額の10分の9以内の額」については、「精算報告書に記載を予定する精算金額と契約金額のいずれか低い額の10分の9以内の額」に読み替える。この「精算報告書に記載を予定する精算金額」とは、受注者の本契約に基づく支出予定金額を踏まえて、同約款14条に従って合理的に行われるであろう精算において算出されることが予定される金額に限られるものとする。</p>	削除	約款18条に反映するため削除
----	---	----	----------------